

佐賀県告示第102号

佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和39年佐賀県告示第334号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 第2条 閲覧所は、佐賀県県土整備部 <u>土地利活用課</u> 内に置く。 | 第2条 閲覧所は、佐賀県県土整備部 <u>県土企画課公共用地室内</u> に置く。 |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。